

新潟市区役所組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第32号

新潟市区役所組織規則の一部を改正する規則

新潟市区役所組織規則（平成19年新潟市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条北区役所産業振興課の項中「農村整備係」を「農村整備係 新産業創出係」に改め、同条中央区役所保護課の項中「保護第1係」を「管理係 保護第1係」に改め、同条秋葉区役所区民生活課の項中「区民窓口係 戸籍係」を「区民窓口係」に改め、同条西区役所保護課の項中「保護第2係」を「保護第2係 保護第3係」に改め、同条西区役所農政商工課の項中「都市・農村交流係 商工振興係」を「商工振興係 食と農の応援室」に改める。

第4条第1項保護課の項中「保護第1係」を「管理係（中央福祉事務所に限る。） 保護第1係」に、「保護第3係（西福祉事務所を除く。）」を「保護第3係」に改める。

第5条第1項地域課の項第3号を削り、同項第4号中「総合都市交通体系」を「区内の公共交通」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号から第12号までを削り、同項第13号を同項第4号とし、同項第14号を削り、同項第15号を同項第5号とし、同項第16号から第18号までを10号ずつ繰り上げ、同項第19号を削り、同項第20号を同項第9号とし、同項第21号から第23号までを11号ずつ繰り上げ、同項第24号を削り、同項第25号を同項第13号とし、同項第26号を削り、同項第27号中「第30号」を「第17号」に改め、同号を同項第14号とし、同項第28号中「調査、保存」を「維持管理」に改め、同号を同項第15号とし、同項第29号を同項第16号とし、同項第30号を同項第17号とし、同項第31号中「第49号」を「第30号」に改め、同号を同項第18号とし、同項第32号から第34号までを13号ずつ繰り上げ、同項第35号中「大規模小売店舗」を「大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく縦

覽」に改め、同号を同項第22号とし、同項第36号を同項第23号とし、同号の次に次の1号を加える。

(24) 工業振興助成金に関する事項

第5条第1項地域課の項中第37号を第25号とし、第38号を第26号とし、同項第39号中「の企画」を削り、同号を同項第27号とし、同項第40号から第46号までを削り、同項第47号を同項第28号とし、同項第48号を同項第29号とし、同項第49号を同項第30号とし、同条第1項区民生活課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第26号までを1号ずつ繰り上げ、同項第27号中「資格」を「保険給付」に改め、同号を同項第26号とし、同項第28号中「国民健康保険料」を「国民健康保険被保険者の資格」に改め、同号を同項第27号とし、同項第29号中「国民健康保険の給付その他国民健康保険」を「国民健康保険料の賦課、徴収及び滞納整理」に改め、同号を同項第28号とし、同項第30号を同項第29号とし、同項第31号を同項第30号とし、同項第32号中「新潟市老人医療費助成規則（昭和58年新潟市規則第10号）による」を削り、同号を同項第31号とし、同項第33号から第35号までを1号ずつ繰り上げ、同項第36号中「鳥獣保護」を「鳥獣の保護」に改め、「及び」の次に「管理並びに」を加え、同号を同項第35号とし、同項第37号から第48号までを1号ずつ繰り上げ、同項第49号及び第50号を削り、同項第51号を同項第48号とし、同項第52号を削り、同項第53号を同項第49号とし、同号の次に次の1号を加える。

(50) 環境美化の推進に関する事項

第5条第1項区民生活課の項中第54号を第51号とし、同項第55号中「狂犬病の予防に関する事項のうち、犬」を「犬」に改め、同号を同項第52号とし、同項第56号中「動物の愛護及び管理に関する事項のうち、犬」を「犬」に改め、同号を同項第53号とし、同項第57号から第59号までを3号ずつ繰り上げ、同条第1項健康福祉課の項中第24号を削り、第25号を第24号とし、第26号から第33号までを1号ずつ繰り上げ、同項第34号中「（東区役所を除く。）」を削り、同号を同項第33号とし、同項第35

号を同項第34号とし、同項第36号を同項第35号とし、同項第37号を削り、同項第38号中「居宅介護、施設入所等の措置」を「権利擁護の推進」に改め、同号を同項第36号とし、同項第39号中「高齢者福祉サービス」を「高齢者在宅生活支援事業」に改め、同号を同項第37号とし、同項第40号を削り、同項第41号中「地域ケア会議」を「地域包括ケアの推進」に改め、同号を同項第38号とし、同号の次に次の1号を加える。

(39) 介護予防事業に関する事項

第5条第1項健康福祉課の項第42号中「高齢者の社会参加活動及び生きがい対策」を「高齢者生きがいづくり等支援事業」に改め、同号を同項第40号とし、同項第43号から第46号までを削り、同項第47号を同項第41号とし、同項第48号から第54号までを6号ずつ繰り上げ、同項第55号を削り、同項第56号を同項第49号とし、同項第57号から第61号までを7号ずつ繰り上げ、同項第62号中「児童福祉施設（保育園及び認定こども園を除く。）への入所等」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）による助産施設又は母子生活支援施設（市外施設を除く。）への入所の承諾又は解除」に改め、「事項」の次に「（保育園、認定こども園及び乳児院を除く。）」を加え、同号を同項第55号とし、同項第63号中「児童手当法（昭和46年法律第73号）の施行」を「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給」に改め、同号を同項第56号とし、同項第64号を削り、同項第65号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行」を「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け及び償還」に改め、同号を同項第57号とし、同項第66号中「ひとり親家庭等医療費助成」を「妊産婦医療費助成、こども医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成」に改め、同号を同項第58号とし、同項第67号中「放課後児童対策」を「放課後児童健全育成」に改め、同号を同項第59号とし、同項第68号を削り、同項第69号中「児童虐待防止対策」の次に「及び要保護児童等対策」を加え、同号を同項第60号とし、同項第70号から第74号までを9号ずつ繰り上げ、同項第75号中「各種」を削り、同号を同項第66号とし、同項第76号を同項第67号とし、同項第77号中「母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査及

び保健指導」を「母子保健」に改め、同号を同項第68号とし、同号の次に次の4号を加える。

(69) 療育医療の申請受付に関する事項

(70) 養育医療の申請受付に関する事項

(71) 自立支援医療（育成医療に限る。）の申請受付に関する事項

(72) 小児慢性特定疾病の申請受付に関する事項

第5条第1項健康福祉課の項第78号から第80号までを削り、同項第81号中「特定不妊治療費」を「特定不妊治療費等」に改め、同号を同項第73号とし、同項第82号を削り、同項第83号中「むし歯対策」を「歯科保健」に改め、同号を同項第74号とし、同項第84号から第86号までを削り、同項第87号中「、後期高齢者健康診査及び各種がん検診」を「及び後期高齢者健康診査」に改め、同号を同項第75号とし、同号の次に次の1号を加える。

(76) 各種がん検診及び特定健康診査非対象者等の健康増進事業の実施に関する事項

第5条第1項健康福祉課の項中第88号を第77号とし、第89号を第78号とし、同項第90号中「精神保健福祉」を「精神保健及び精神障がい者福祉」に改め、同号を同項第79号とし、同項第91号中「精神保健福祉」を「精神保健及び精神障がい者福祉」に改め、同号を同項第80号とし、同項第92号中「予防」の次に「及び健康づくりの推進」を加え、同号を同項第81号とし、同号の次に次の1号を加える。

(82) 健康及び栄養の調査に関する事項

第5条第1項健康福祉課の項第93号中「支給認定等」を「申請等」に改め、同号を同項第83号とし、同号の次に次の1号を加える。

(84) 保健所実習等に関する事項

第5条第1項健康福祉課の項中第94号及び第95号を削り、第96号を第85号とし、第97号を削り、第98号を第86号とし、第99号及び第100号を削り、第101号

を第87号とし、第102号から第106号までを14号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(93) 健康づくり分野に係る食育に関する事項

第5条第1項産業振興課の項第5号中「大規模小売店舗」を「大規模小売店舗立地法に基づく縦覧」に改め、同項第10号を削り、同項第9号中「の企画」を削り、同号を同項第10号とし、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 工業振興助成金に関する事項

第5条第1項産業振興課の項中第11号から第16号までを削り、第17号を第11号とし、第18号から第46号までを6号ずつ繰り上げ、同項第47号中「第35号」を「第29号」に改め、同号を同項第41号とし、同項第48号中「の促進」を削り、同号を同項第42号とし、同項第49号から第51号までを削り、同項第52号を同項第43号とし、同号の次に次の1号を加える。

(44) 土地改良財産に関する事項

第5条第1項産業振興課の項中第53号を第45号とし、第54号を第46号とし、第55号を第47号とし、第56号を第48号とし、同号の次に次の1号を加える。

(49) 多面的機能支払に関する事項

第5条第1項産業振興課の項中第57号を第50号とし、同条第1項建設課の項第21号中「緑化運動の促進及び緑化思想の啓発」を「緑化推進」に改め、同項第25号中「財団法人新潟市開発公社」を「公益財団法人新潟市開発公社」に改め、同項第33号中「公園及び緑地の樹木並びに街路樹の育成管理」を「街路樹の維持管理」に改め、同項第34号中「アメリカシロヒトリその他緑化樹の病虫害の防除の指導」を「公園及び緑地のアメリカシロヒトリ及び松くい虫の防除」に改め、同項第42号を削り、同項第43号を同項第42号とし、同項第44号を同項第43号とし、同項第45号中「緑化事業並びに水辺等を活用した緑地整備」を「緑地の整備」に改め、同号を同項第44号とし、同項第46

号中「緑化事業並びに水辺等を活用した緑地整備」を「緑地の整備」に改め、同号を同項第45号とし、同項第47号を削り、同項第48号を同項第46号とし、同項第49号から第62号までを2号ずつ繰り上げ、同項第63号中「街づくり活動」を「まちづくり活動」に改め、同号を同項第61号とし、同項第64号から第70号までを2号ずつ繰り上げ、同条第1項総務課の項第2号中「給与及び厚生」を「安全衛生及び健康管理」に改め、同項第4号を削り、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 区役所の2号臨時職員の給与に関する事項

第5条第1項総務課の項第11号中「防犯」を「防犯意識の啓発」に改め、同項第28号を同項第29号とし、同項第14号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号中「指導」を「支援」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 防犯関係団体の支援及び育成に関する事項

別表旧斎藤家別邸の項中「旧斎藤家別邸」を「旧齋藤家別邸」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。